

財 第 1167 号
平成15年10月17日

各 部 (局) 長
県 議 会 事 務 局 長
教 育 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長
警 察 本 部 長
企 業 局 長

} 様

総 務 部 長
(財 政 課)

平成16年度当初予算編成方針について (依命通達)

平成16年度当初予算編成に当たっては、目下のところ国の予算、地方財政計画、地方債計画などが未確定ですが、現段階における国の財政、地方財政及び県財政の見通しの上に立って、今般、別添のとおり「平成16年度当初予算編成方針」を定めましたので、お知らせします。

平成16年度当初予算編成方針

本県の財政見通し

本県の財政は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にあります。中期財政見通し（H16～H20）によると、長引く景気低迷による県税の減少に加えて、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革の推進により、地方交付税についても公債費等の歳出に連動するものを除けば減少傾向にあるなど、本県財政の生命線ともいえる経常的一般財源収入の縮小が見込まれています。また、遅れている社会資本整備を進めるため積極的に公共事業や大型プロジェクトに取り組んできたことによって、本県の社会資本の整備水準は相当程度向上してきた一方で、多額に発行してきた県債の残高が平成15年度末には1兆円を超え、この償還に係る公債費は平成15年度では1,050億円程度であり、その後も高水準で推移することが見込まれており、財政運営の大きな圧迫要因となっています。

このため、昨年12月に策定した「財政健全化指針」による取組みを行ってもなお、集中改革期間（H15～H17）後に毎年度150億円程度の収支不足が継続し、平成19年度には財政調整基金等が枯渇するという極めて深刻な事態となっています。平成20年度以降も150億円程度の収支不足が想定されることから、本県財政は最低でも150億円程度の構造的な収支不足を抱えているといえ、この収支不足の圧縮が財政運営の大きな課題となっています。

一方、「官から民へ」、「国から地方へ」の考えの下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していくため、「三位一体の改革」を推進するという「骨太の方針第3弾」の理念も踏まえ、『自立的に発展できる快適で活力のある島根』を目指して、変革の時代のなか厳しい財政状況下にあっても、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていく必要があります。

このため、今後の財政運営に当たっては、150億円にも上る構造的な収支不足の圧縮を図るため、「財政健全化指針」で示した収支改善効果を上回る収支改善が図られるよう財政健全化の取組みを強力に推進していくことが不可欠です。

平成16年度の財政見通しについては、国の予算編成や地方財政対策が明らかでない現段階では、的確な予測を行うことは困難ですが、歳入面では、景気は依然として厳しい状況にあり、県税の伸びは期待できません。また、一般財源の約3分の2を占める地方交付税についても、「三位一体の改革」の推進により、地方歳出の徹底した見直しによる交付税

総額の抑制や算定方法の簡素化等の改革が進められるなど、予断を許さない状況にあります。

一方、歳出面では、県債残高の累増に伴い急激に増こうしてきている公債費や、人件費、扶助費等の義務的経費の負担が大きい上に、市町村合併への支援等ここ数年における特別な財政需要のため、多額の財源が必要と見込まれています。

このため、平成16年度の財政収支は、350億円程度という巨額の財源不足が見込まれるところです。

予算編成の基本的な考え方

本県の財政は、このように一段と厳しさを増す状況であり、150億円程度の構造的な収支不足を圧縮するため、平成16年度から平成18年度までの3年間で、まずは100億円程度の一般財源負担が軽減できるよう歳出削減し、財政健全化の道筋をつけていくことが必要です。

したがって、平成16年度予算編成に当たっては、このうち50億円程度の削減目標を設定し、優先度を明確にした事業の取捨選択をこれまで以上に徹底するとともに、既存事業について歳出全般にわたる聖域なき見直しを行い、歳出構造改革を強力に推進します。

一方、新しい時代に向け、本県が一段と飛躍するための諸施策についてはこれを着実に実施し、県民福祉の充実と県勢の一層の発展を図っていく必要があります。特に、国の構造改革の方向性や本県の雇用・経済情勢を踏まえると、産業の振興や少子化への対応など、地域の自立や活性化に資する施策展開が急務となっています。

このため、「自己決定と自己責任」という地方分権の原則の下で限られた財源を効率的・効果的に活用し、財政健全化と同時に真に県民に必要な施策への重点投資が可能となるよう、予算編成のあり方を見直し、政策企画会議を中心とした政策主導型の新しい予算編成を導入します。新しい予算編成では、政策企画会議で決定された「施策重点化方針」により、全庁的な視点での施策の「選択と集中」を徹底するとともに、予算編成権限の移譲により、各部局においてもこれまで以上に事業の取捨選択と優先順位付けの徹底が求められます。

平成16年度予算は、このような基本的考え方に基づき編成することとしましたので、予算要求に当たっては、具体的には下記事項によってください。

第1 総括的事項

平成16年度当初予算は、効率的・効果的で適切な執行の確保について十分検討の上、適正な見積りを行うものとし、年間予算として次により編成する。

1 施策重点化方針に基づく施策の積極的な推進

平成16年度施策重点化方針において、「産業の振興」、「人材の育成」そして「安心快適な地域づくり」の三つの基本政策を実現するための様々な施策の中から、「緊急」かつ「重点的」に取り組むべきものとして、次の重点化施策が厳選されたところである。

これらの重点化施策を実現する事業として政策企画会議で実施を決定された事業については、「重点化予算枠」の範囲内で所要額を配分するので、政策企画会議の個別評価を踏まえ要求すること。

《平成16年度重点化施策》

新産業・新事業の創出と、経営力・技術力の高度化による産業の振興
地域資源の産業化と地域産品の高付加価値化
地域全体が支える子育て・子育ての推進

2 歳出の効率化と質的改善

(1) 既存の事務事業については、予算編成に入る前に実施したサマーレビューや補助金、外郭団体の見直し状況を踏まえ、県の果たすべき役割を再検証するとともに、最小の費用で最大の効果が発揮できるよう成果重視の取組みを積極的に推進するため、別添「事務事業の見直しチェック事項」を参考に、次により徹底した見直しを行うこと。

存続する意義の乏しい事業及び費用対効果や優先順位の低い事業については、廃止、縮小を徹底し、節減合理化を図ること。

重複類似する事業、対象、目的等が同一の事業等については、総合計画の政策・施策体系との整合性に留意しつつ、県民に分かりやすい事業となるよう体系化・簡素化に努めること。

(2) 新規事業については、真に県民福祉の向上につながるか否か、どうしても今やる必要があるか否かなどについて十分に検討・厳選した上で、終期を設定すること。

この場合、スクラップ等を伴わない新規事業は財源不足の更なる増大をもたらすことを認識し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、既定経費の洗い直しを徹底すること。

また、後年度において財政負担が増大し、財政硬直化をもたらす要因となる事業(特に施設の新設など)については、必要性・緊急性を踏まえ年度間調整を図るとともに、運営方法等をあらかじめ慎重に検討すること。

- (3) 既存事業、新規事業ともに、人員体制を十分検討の上、定数削減の取組みとの整合性を図ること。

3 市町村の自主的な行財政運営等への配慮

今後本格的な地方分権時代が到来する中で、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村との間に、分権型社会にふさわしい新たな関係を築いていくことが求められている。このため、社会経済情勢の変化や市町村合併に即応した県と市町村の役割と負担のあり方について検討し、一層の適正化、合理化を図ること。

また、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらす施策は厳に抑制すること。

4 外郭団体に対する財政支出の見直し

県が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、包括外部監査や行政監査の報告及び県議会行財政改革調査特別委員会の報告を踏まえ、現在、見直し・検討を行っているところである。この見直し・検討の方向性を踏まえ、団体の設立目的に照らした存在意義や組織体制・事業内容等を十分検討の上、県関与や財政支出のあり方を見直すこと。また、厳しい財政状況を踏まえ、県の歳出削減に準じた取組みを要請すること。

5 国の補助事業等の厳選

国の補助事業・委託事業については、安易に受け入れることなく、真に県民福祉の向上に役立ち、かつ緊急を要するものについて、選択的・効率的導入を図ること。

特に、「三位一体の改革」の推進により国庫補助負担金の廃止・縮減等が予想されるものは、安易に県単独事業として継続することのないようゼロベースで見直しを行うこと。

6 公共事業の効率的・効果的な実施

公共事業については、地域の経済・雇用への影響に配慮しつつ総額を縮減していく

中で、新たな発想や創意工夫によって最小の費用で最大の効果を発揮し、県民の理解が得られるよう取り組んでいくことが不可欠であること。

個々の事業については、その必要性や費用対効果等について十分に検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。また、コストの縮減や発注方法の改善等について、具体的な取組みを推進していくとともに、地域の実情に応じた整備基準を積極的に導入し、効率的・効果的に実施すること。

7 緊急雇用対策の積極的な実施

現下の厳しい雇用情勢及び公共事業の総額縮減の方向に鑑み、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」の活用をはじめ雇用対策の積極的な推進が求められているので、「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針」（平成14年11月雇用対策本部）を踏まえ、適切に対応すること。

8 県民との協働の推進

多様化する県民ニーズや地域固有の課題に応じていくため、NPO法人（特定非営利活動法人）やボランティア団体等の県民による活動と連携・協働した事業を積極的に推進すること。

9 民間活力の活用

コスト意識を重視した民間の経営手法や資金等を取り入れることにより、行政部門の効率化等を図るため、施設の新設等については、PFI（民間資金等活用事業）の導入を積極的に推進すること。

また、外部委託が適当な事業については、積極的にこれを推進するとともに、既に委託している事業についても、その効率化を進めること。

なお、地方自治法の改正により、公の施設の管理について、今後は株式会社などの民間事業者も参入できるようになったことを踏まえ、施設管理の適切なあり方について検討を進めること。

10 県産品等の利用促進

本県産業の振興を図る観点から、農林水産部・商工労働部など関係部局と連携しながら、県産品や県内企業の開発製品等の優先的な利用や調達を推進すること。また、現在取り組んでいる公共事業での県産資材やリサイクル資材の活用についても、より一層推進すること。

11 歳入の積極的な確保

特定の政策目的に係る法定外目的税の導入や、各種講座、セミナー等の有料化など、受益と負担の関係を明確にしつつ、積極的に歳入の確保に努めること。

また、社会経済情勢の変化等を勘案し、財産の譲渡・貸付に係る減免基準を見直すこととしているので、留意すること。

12 事業計画等の調整

- (1) 事業計画の策定に当たっては、現在策定中の総合計画との整合性に留意しつつ、体系的、計画的に行うこと。
- (2) 行政需要の多様化、複雑化に伴い二つ以上の部（局）に関連する事業が増加しているため、予算の見積りに当たっては、事前に必ず関係部（局）間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。
- (3) 義務的に市町村の財政負担を伴う事業については、「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システムに関する要綱」に基づき、市町村課と十分に協議すること。

なお、県単独事業の創設又は改正に係るもので、市町村の行財政に大きな影響を与えると考えられるものについては、事業構築の段階において市町村へ情報提供する必要があるため留意すること。

- (4) 新規施策等に伴い、組織定数等に異動が生じると見込まれるものについては、人事課等関係課と十分協議の上、定数削減の取組みとの整合性を図ること。
- (5) 財産の取得及び処分のうち次に掲げるものについては、管財課と十分に協議すること。

土地（200平方メートル未満のものを除く。）

建物（延面積30平方メートル未満のものを除く。）

- (6) IT を活用したシステム開発を伴う事業については、真に県民福祉の向上に資するかどうか、費用対効果などを情報政策課と十分に協議すること。
- (7) 営繕工事を伴う事業については、企画立案段階から専門技術的見地の意見を反映させ効率的な施設整備を行うため、平成15年10月3日付け財政課長通知に沿って、営繕課と十分に協議すること。

13 予算要求枠の設定

平成16年度は、別表の基準により要求すること。

なお、部局調整枠については、各部局の権限と責任において事業の取捨選択と優先順位付けを徹底し、配分額の範囲内で予算原案をとりまとめること。

14 その他

(1) 国の予算編成の情報収集

現段階では国の予算が明らかでないため、政府案決定後速やかに、公共事業をはじめとした県予算への影響について十分に把握の上、適切に対応すること。

特に、国庫補助金等については、国・地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、制度改正や既存事業の廃止・縮減に向けた見直し作業が進められているので、検討状況等を情報収集の上、適切に対応すること。

また、地方分権推進計画に基づき、統合補助金化や、直轄事業及び直轄公物管理に係る国と地方の役割分担の見直し等が進められているので、これについても同様に対応すること。

(2) 県民との情報共有の推進

県民に説明責任を果たす観点から、ホームページ等で要求内容、査定結果等の予算編成状況を公開することとしているので、留意すること。

また、県民が主体的に県政へ参画するために必要な財政状況等に関する現状認識を持てるように、中期財政見通しをはじめ積極的に情報提供していくので、了知すること。

(3) メリットシステムの活用

昨年度の節減実績から予算要求枠に反映できる時期を柔軟に対応できるようメリットシステムを改善しているので、節減に努め有効に活用すること。また、未利用の普通財産の処分を促進する観点から、売却収入の一定割合を予算要求枠に反映できるようにしているので、処分に努め有効に活用すること。

第2 歳入に関する事項

1 県税

今後の税制改正及び経済情勢等に留意し、的確な見積りを行うこと。

2 国庫支出金

- (1) 国、地方公共団体間の財政秩序の確立と適正化を図るため、新たな負担の転嫁を行わないことや、超過負担を解消することなどを関係省庁に強く要望すること。
- (2) 引き続き、国庫支出金の整理合理化や削減が見込まれるので、本県への配分枠等について、各省庁と緊密な連絡をとるなど十分な把握に努め、過大にならないよう的確な見積もりを行うこと。

3 使用料及び手数料

住民間の負担の公平確保と受益者負担の適正化の見地から、平成16年度改定に向け見直しを行っているところであり、その改定案によりの確な見積もりを行うこと。

また、手数料の額を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づいて定めているものにあつては、その改定状況等を十分把握すること。

4 財産収入等

財産収入については、未利用となっている県有財産の処分促進を図るとともに、県有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入についても、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図ること。

5 分担金及び負担金

事業の性格及び受益の程度等を十分検討し、引き続き負担の適正化を図ること。

6 県債

県債の充当に当たっては、平成15年度地方債計画及び許可方針等を参考としての確な見積りを行うこと。

なお、充当率等については、別途指示するところによること。

7 その他の収入

それぞれの算定根拠を明確にし、的確な見積りを行うこと。

第3 歳出に関する事項

1 職員給与費

人件費については、全体的に抑制を図ることとしており、別途指示するところによること。

2 職員給与費を除く義務的経費

扶助費については、社会保障制度改革をはじめとする国の制度改正の内容を十分把握し、県単独扶助費についても、所得制限、自己負担の適正化などを検討した上、的確な見込みを行うこと。その他の経費についても年間所要額を的確に見積ること。

3 投資的経費

- (1) 事業内容、緊急度、投資効果、事業の執行体制等を十分勘案の上、真に実効性のあるものに厳選すること。
- (2) いわゆる「ハコ物」建設にあたっては、その維持管理経費が将来にわたって財政硬直化をもたらす要因となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、施設の規模、管理・運営体制等について慎重かつ十分に検討すること。なお、現下の厳しい財政状況を踏まえ、たとえ方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進度等を再度検討すること。
- (3) 直轄事業負担金については、事前に事業箇所や事業内容などを国と十分協議の上、建設事業分と維持補修分に区分して的確な見込みを行うこと。

4 補助金

- (1) 県単独任意補助金については、別添「補助金見直し基準」に沿って、廃止を含め積極的に見直しを行うとともに、新規補助金については、3カ年以内の終期を設定すること。
- (2) 市町村への補助金については、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらすような新規補助金は厳に抑制すること。
また、交付金化、統合メニュー化、支給要件の緩和等、市町村の自主性に配慮した見直しを行うこと。
なお、市町村合併に伴い、採択基準等について経過措置を講ずる必要のあるものは、市町村課と協議すること。
- (3) 各種団体の運営費に対する補助金は、過度の依存による弊害を生じさせるおそれがあるので、原則として長期にわたり継続している補助金は廃止又は縮小すること。

また、存続が必要なものにあっても、県の歳出削減に準じた取組みを要請するなど、縮減に努めること。

5 負担金

各種協議会等への負担金については、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容などを調査の上、必要性が十分見込まれるものに限ること。

また、負担額、負担率等についても、事業内容の精査等により一層の適正化に努めること。

6 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制するとともに、存続が必要なものにあっても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条件の再検討を行うこと。

7 施設等維持管理費

維持管理水準の抑制や同種の業務の一括発注など、管理方法や委託業務内容について徹底した見直しを行い、更なる節減を図ること。

8 その他の経費

行政事務の電子化、ISO 14001（H15年2月認証取得）や県庁エコオフィスプランの取組みを踏まえ、経費執行について徹底した見直しを図り、必要最小限の額とすること。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は一般会計に準じることとするが、設置の必要性、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。

第5 予算要求書、各関係資料の提出期限及び提出部数

提出期限	提出書類・資料	様式番号	部数
11月19日(水)	歳出予算要求書(部局調整枠を除く)	様式 2	2
	債務負担行為要求書	様式 3	2
	予算要求額調(部局調整枠を除く)	様式 4	1
11月28日(金)	歳入予算要求書	様式 1	1
	歳出予算要求書(部局調整枠を含む)	様式 2	2
	予算要求額調(部局調整枠を含む)	様式 4	1
	嘱託職員(常勤的非常勤職員)一覧表	様式 5	1
	賃金職員(臨時的任用職員)一覧表	様式 6	1
	自動車新規購入又は更新要求一覧表	様式 7	1

別表

予算要求枠の設定

区 分	予 算 要 求 枠
1. 重点化予算枠	政策企画会議の個別評価に基づき配分する額の範囲内
2. 特別需要枠	政策企画会議の審議を経て配分する額の範囲内
3. 地域予算枠	
4. 義務的経費等	
人件費（職員・臨時職員を除く）	所要額
扶助費	〃
公債費	〃
その他の義務的経費	〃
選挙関係・徴税関係経費	〃
企業会計繰出金	〃
特別会計繰出金	〃
外郭団体関係経費	〃
災害復旧費	〃
災害関係公共事業費	〃
災害関係費	〃
国の制度改正に伴うもの	〃
しまね市町村総合交付金	〃
新施設の維持管理費	〃
経常経費	〃
5. 公共事業枠	
国庫補助公共事業費 (臨時道路交付金事業費、継足公共事業費を含む)	平成15年度9月補正後予算の地方負担額の90%の範囲内 ・緊急性が高く年度間の変動が大きい事業として認めた事業は所要額 ・県単独公共事業から国庫補助公共事業への流用は可能
直轄事業負担金	所要額
県単公共事業費 (臨時道路交付金事業費を除く)	平成15年度9月補正後予算の地方負担額の70%の範囲内 ・道路、街路（農道を含む）の合併推進枠は100%の範囲内
受託事業費	所要額
6. 部局調整枠	
一般施策経費	別途指示する一般財源配分額の範囲内 (一般施策経費：平成15年度9月補正後予算の一般財源の75%相当) (経常経費等：〃 95%相当)
経常経費等	
7. 職員給与費	別途指示による

事務事業の見直しチェック事項

1. 総括事項

○ 存在意義と費用対効果

- (1) 社会経済情勢の変化等にもかかわらず、漫然として従来のまま継続していないか。
また、当初の事業目的は既に達成していないか。
- (2) 必要性や効果の乏しい事業は廃止した上で、事業の整理統合や集約化を図り、より事業効果を上げることができないか。
- (3) 投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証が十分なされているか。

○ 役割分担と費用負担

- (4) 県、市町村、民間の役割分担を踏まえると、県事業の必要性は希薄ではないか。
また、県の公金支出の妥当性はあるか。
- (5) 市町村事業等との重複があり、事業の対象範囲、方法等について整理すべきことがないか。
- (6) 特定の個人、団体等への過剰サービスの色合いが強くないか。また、そのことによって、民間の活力がかえって阻害されていることはないか。
- (7) 受益者や地元が応分の負担をすべきではないか。

○ 手法と県民参画

- (8) 関連・類似する事業を整理統合し、より効果をあげる手法に変更できないか。
- (9) 他部（局）の事業と目的等が重複している事業は、共同事業等として実施できないか。
- (10) 実施主体を本庁から地方機関に移し、地域や現場の近くで事業を実施すべきものはないか。
- (11) 地域や県民の声を聞いて事業が考えられているか。また、事業への県民の参画が得やすくなっているか。

2. 個別事項

- (1) 毎年度末における過不足（不用や節流用）の原因を追及・分析し、実態への整合を図るべきものはないか。
- (2) 嘱託員や臨時職員について、事業内容から見て人員数、月数、単価等が適正か。

- (3) 本庁舎等で認証取得した「環境マネジメントシステム (ISO 14001)」や全庁で取り組む「環境にやさしい率先実行計画」の推進により、光熱水費や事務経費等の更なる節減ができないか。
- (4) 印刷物等で相互に重複したものや利用の少ないものを作成していないか。また、ITの活用によって内容の見直しやペーパーレス化ができないか。
- (5) 年間の使用回数を考えると、購入を予定している機器等が遊休化しないか。また、更新をもう少し伸ばすことができないか。
- (6) 必要性の検証に加え人数、回数、用務等において事業間の調整等を行い、旅費等の無駄をなくしているか。
- (7) 各種調査で形式的に毎年繰り返していないか。また、その結果から施策を生み出せないで単に調査で終わっていないか。
- (8) 最近の金利情勢も踏まえ、貸付金の対象、限度額、融資利率、実質金利等を検討し、改めるべきものはないか。
- (9) 補助金については、「補助金見直し基準」のとおり。
- (10) 奨励的な国庫補助事業
 - ア 単に国庫補助事業というだけで漫然と継続していないか。
 - イ 必要性や効果の乏しい事業は、国庫補助事業といえども整理・縮小できないか。
 - ウ 国から示された全国一律のやり方ではなく、本県の実情にあったやり方や簡略化した手法に改善すべき点はないか。
 - エ 規模、対象、委託の可否、基準単価等について、国に改善を要望することはないか。
 - オ 県を通じて出す補助金（いわゆるトンネル補助金）は、交付先での効果が上がっているかどうかを十分チェックしているか。
- (11) 国等からの委託事業
 - ア 国庫10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考え、目的や効果を十分検討しているか。
 - イ 超過負担の原因等を分析し、その解消を国等へ要望しているか。
 - ウ 受託者としての県の効果を得るため、実施方法や活用について、改善できる点はないか。
 - エ 人件費についての負担を求めることができないか。また、人件費込みの場合は、その負担は適正か。

補助金見直し基準

1. 廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- 施策の浸透、普及等により、事業目的が達成されたもの
- 社会経済情勢の変化により、事業効果が薄れているもの
- 長期に渡り継続している補助金で、一定期間補助を継続しても目的が十分達成されないなど事業効果が不明確または乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- 本来、国、市町村、民間等で負担すべきものであり、県負担が適当でないもの
- 少額または低率補助であり、事業効果が薄いもの
- ・最終交付先の補助が50万円未満のもの、補助率10%以下のものは原則として廃止
- 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- 対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの
- その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど、「公益上の必要性」から補助金として不適当なもの

2. 整理・合理化

存続させる補助金については、次の視点で見直し・縮減を行う。

計画規模の縮減、計画期間の延長、交付方法の見直しによる単年度事業費の縮減
補助率、補助対象の見直しによる事業費の縮減

- ・奨励補助金で補助率が1/2を超えるものは、原則として1/2以下へ引き下げ
- ・公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金にあっては、補助事業者との役割分担から県負担を整理、合理化

類似目的の補助金、同一の者に対する補助金の統合

3年以内の終期設定の徹底

- ・終期が設定されていない補助金については集中改革期間内の終期を設定

各種団体に対する補助金は、次の視点による縮減

- ・剰余金の活用、受益者負担の導入など自主財源の確保
- ・人件費を補助対象とするものは、補助対象業務に応じた合理的な補助対象経費の積算
- ・県に準じた経費削減による補助対象経費の削減

毎年一定額を補助している団体にあっては、予算編成方針に定める経費削減率と同程度を削減

＜参考＞

平成16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成15年8月1日〕
閣議了解

平成16年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。）を踏まえ、平成15年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、国債発行額についても極力抑制する。

平成16年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。

なお、平成15年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)及び(2)に規定する要望の上限額並びに(2)イに規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。

なお、下記の公共投資関係費及びその他の経費には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費を含まないものとする。

(1) 公共投資関係費

公共事業関係費及びその他施設費（以下「公共投資関係費」という。）に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制する。

公共投資関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額（以下(1)において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

なお、公共投資全般について、予算編成過程等において、

イ 費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。

ロ 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業（PFI）の積極的活用、執行段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を図ることにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一層効率的な使用による事業量の確保に努める。

ハ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。

ニ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。

ホ 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、社会資本の整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

ヘ 公共事業関係の長期計画について、その重点を「事業量」から事業による「成果」へと転換するなどの見直しを行う。

(2) その他の経費

義務的経費

イ 以下の(i)ないし(v)及び(注)に掲げる経費（以下「義務的経費」という。）については、各所管ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、要求するものとする。

ただし、人件費に係る平年度化等の増については、上記の額に加算することができる。

また、補充費途として指定されている経費等（年金、医療等に係る経費に限る。）については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増（各所管計6,900億円）の範囲内において、上記の額に加算することができる。

なお、年金及び諸手当の物価スライドの特例措置（1.7%相当分）に要する経費の平成16年度における所要額の取扱いについては、物価、賃金、公務員給与の状況、年金改革における給付と負担の見直し、社会保障全般における給付と負担の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討するものとする。

(i) 補充費途として指定されている経費

(ii) 人件費

- (iii) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費
- (iv) 国家機関費（一般行政費を除く。）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額
- (v) 予備費及び産業投資特別会計へ繰入れに要する経費

(注) 平成16年度の衆議院議員総選挙に必要な経費及び平成16年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については、上記の金額に加減算する。

□ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図ることとする。

裁量的経費

その他の経費のうち、義務的経費を除く経費（以下「裁量的経費」という。）に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額（科学技術振興費に相当する額を除く。）に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額を上限として縮減を図る。

なお、政府開発援助等に必要な経費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）と同様の考え方で対応することとし、その内容を厳しく精査するとともに戦略化・効率化を進める。

裁量的経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額（科学技術振興費に相当する額を除く。）に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額（以下(2)において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

(3) 各経費の重点化・効率化

「基本方針2003」を踏まえ、従来にも増して、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要な経費の確保を図ることとする。

このため、上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針2003」の第3部2(2)「重点化の考え方」等を踏まえ、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ（「政策群」）という手法を重視する。その際、

原則として省庁横断的に対応するほか、より少ない財政負担で民間の投資を喚起するなど、民間のイニシアティブを引き出し、民間需要の誘発効果の顕著なものに特に重点を置くこととする。また、構造改革への具体的な取組みを促進するとともに、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野（人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応）」への施策・事業の集中等を図ることとする。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。なお、上記の「重点化の考え方」等を踏まえた施策等に係る要求・要望については、政策効果が最大限発現するよう、どのように施策等の絞込み（重点化・効率化）を図ったかについて明らかにすることとする。

2. なお、各省庁は、各所管ごとに、社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費について、適正に積算を行い、要求するものとする。

3. 上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況並びに決算の状況及び審査結果等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、施策の優先順位の厳しい選択や制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。

上記の観点を踏まえ、

(1) 要求・要望に当たっては、予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためその精度の向上を図りつつ、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、「基本方針2003」の第3部2(2)「重点化の考え方」等を踏まえた施策等について、その意図・目的、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。その際、各省庁は、当該施策等について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を施策ごとに把握することとする。

また、「基本方針2003」において、新しい予算編成プロセスの確立への取組みを強化する観点から試行的に導入することとされている「モデル事業」については、各省庁は、その趣旨を踏まえた事業について要求・要望を行うものとする。

(2) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、政府全体として、効率的な定員配置と定員の縮減をはじめ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとする。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に係る措置を確実に要求に反映させるとともに、今年度で中期目標期間が終了する独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日に閣議決定)を踏まえ、極力整理縮小する方向で行うものとする。

(3) 特殊法人等向け財政支出については、各省庁は、「特殊法人等整理合理化計画」に係る措置を着実に実施するとともに、改めて特殊法人等向け財政支出を根底から洗い直して厳しく抑制することとし、その結果を平成16年度予算の要求・要望に反映させることとする。なお、その具体的な反映の状況を要求・要望に併せて示すこととする。

独立行政法人への運営費交付金等については、各省庁は、中期目標の策定等を通じ、独立行政法人における徹底した経費削減等をはじめ業務運営の一層の効率化等を強力に推進することとし、これを平成14年度の業務実績の厳格な評価のほか、組織・業務全般の見直しと併せて、平成16年度予算の要求・要望に反映させることとする。

公益法人への補助金・委託費等については、各省庁は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に係る措置を、平成16年度予算の要求・要望に確実に反映させることとする。

また、民間団体等に対し交付される補助金等については、各省庁は、官と民の役割分担の見直しによりその整理合理化を行うとともに、このうちいわゆる「その他補助金等」については、各所管ごとにその1割に相当する額を削減することとする。

(4) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改革を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「基本方針2003」における「国庫補助負担金等整理合理化方針」(以下「整理合理化方針」という。)を踏まえ、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月25日閣議決定)の期間(当初策定時の期間で平成18年度までをいう。)において、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととする。

このため、

各省庁は、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金について、平成16年度予算から厳しく見直しを実施する。特に「整理合理化方針」における「重点項目」については、平成15年度予算における取組みの上に立って、平成16年度予算の中で「改革工程」に従った抜本的な見直しを着実に行うこととし、可能なものについては平成16年度予算の要求・要望に反映させることとする。

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その100分の5に相当する額の削減を目指す。このため、各省庁の要望に当たっては、新規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあっては、その理由を示すこととする。

各省庁は、「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣議決定）等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図ることとする。

- (5) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

4. 地方財政については、平成16年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2003」に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画計上人員、投資的経費、一般行政経費等の徹底した見直しを行うことにより地方財政計画の歳出規模を抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。

5. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成8年12月3日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成10年法律第35号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担金等、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第18号）附則第2条に係る国庫負担、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第8号）に関連して少子化対策の施策につき国が負担することとする経費、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和63年法律第98号）に基づく交付金等及び「電波法」（昭和25年法律第131号）に基づく電波利用共益費用の平成16年度におけ

る取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

6. 特別会計についても、歳出改革の推進を図ることとし、その際、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務・事業等について見直しを行うことにより、歳出の効率化・合理化を推進することとする。

7. 上記による要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守するものとする。

また、特別の事情により、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。